

# ○那須烏山市行政財産使用許可事務取扱規程

平成22年3月19日  
那須烏山市規程第3号

## 改正

令和4年1月4日規程第18号

(趣旨)

**第1条** この規程は、別に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可(以下「使用許可」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和4年1月規程第18号〕

(使用許可の原則)

**第2条** 使用許可は、当該行政財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において認められる例外的な運用であることから、当該使用許可に当たっては、使用を認める範囲を必要最小限にとどめ、かつ、原状のまま使用させることとし、将来市の必要に応じてその使用を終了させた場合に、容易に原状回復ができる状態を維持することを原則として運用しなければならない。

(使用許可と行政財産の貸付けとの区分)

**第3条** 使用許可は、容易に原状回復ができる状態を維持することが原則であることから、行政財産である土地の上に堅固な建物を設ける場合であって、使用の期間を更新することが予定されている行政財産の使用については、法第238条の4第2項の規定による行政財産の貸付け又は当該行政財産を普通財産に分類換えしたうえでの当該普通財産の貸付けにより対応するものとする。

(使用許可の範囲)

**第4条** 使用許可は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うものとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体若しくは公共団体が公用又は公共用に供するため使用するとき。
- (2) 公共的団体又は公益的団体及びこれらに類する団体がその事務又は事業の用に供するため使用するとき。
- (3) 市の職員又は行政財産を利用する者のための食堂、売店その他の厚生施設を営むために使用するとき。
- (4) 市の職員団体又は職員の福利厚生を目的とする団体がその事務又は事業の用に供するため使用するとき。
- (5) 学術調査、研究、行政施策の普及宣伝その他公益目的のために行われる講演会、研究会等の用に供するため使用するとき。
- (6) 電気事業、電気通信事業、水道供給事業その他公益事業を行う団体において、その事業の用に供するため使用するとき。
- (7) 隣接する土地の所有者又は使用者において、電気、電気通信、水道等の各戸引込線又は各戸引込地下埋設管を設置するため使用するとき。
- (8) 市と取引関係にある相手方に使用させることが、必要かつ相互に便利であると認められるとき。

- (9) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として、短期間その用に供するとき。
- (10) 市の建設工事等を施工する事業者において、当該建設工事等の施工に必要な仮設施設、資材置場等の用に供するため使用するとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、使用許可をしても当該行政財産の本来の用途又は目的を妨げない場合で、かつ、市政の運営上又は社会的見地からみて特に必要があると認められるとき。

(使用許可をしない場合)

**第5条** 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしないものとする。

- (1) 市の事務又は事業の運営上支障があると認められるとき。
- (2) 使用目的が市の立場又は社会的見地からみて妥当とは認められないとき。
- (3) 当該行政財産の原状を変更して使用する場合であって、その変更によって当該行政財産を原状に回復することが容易でないと認められるとき。
- (4) 当該行政財産を使用する者が使用許可の条件を履行する能力を有しない者であると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該行政財産の使用目的又は当該行政財産を使用する者が適当でないと認められるとき。

(使用許可の対象としない場合)

**第6条** 次の各号のいずれかに該当する行政財産の使用については、使用許可を必要としないものとする。

- (1) 市の事務又は事業の遂行のために行政財産を使用させるとき。
- (2) 公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、その管理業務を行うに当たって必要な範囲で施設を使用させるとき。
- (3) 市が委託する事務又は事業を行わせる場合において、その委託事務又は事業を行うに当たって必要な範囲で施設を使用させるとき。
- (4) 公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、その管理を行わせる施設に存する食堂、売店その他の厚生施設をその管理業務の対象としたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の要請により行政財産を使用させるとき。

(使用許可の申請手続)

**第7条** 使用許可を受けようとする者があるときは、行政財産使用許可申請書（別記様式第1号）を提出させるものとする。当該使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が当該使用許可に係る期間の満了後において引き続き当該行政財産を使用しようとする場合も同様とする。

(使用許可書等の交付)

**第8条** 使用許可をしたときは、行政財産使用許可書（別記様式第2号）を交付し、使用許可をしないこととしたときは、行政財産使用不許可書（別記様式第3号）を交付するものとする。ただし、掲示物に係る使用許可については、当該掲示物に許可承認印（別記様式第4号）を押印することにより行政財産使用許可書の交付に代えることができる。

一部改正〔令和4年1月規程第18号〕

(使用許可に係る手続の特例)

**第8条の2** 前2条の規定にかかわらず、行政財産の一時的な使用に係る使用許可の申請及び使用許可については、口頭その他適宜の方法によることができる。

一部改正〔令和4年1月規程第18号〕

(使用許可の条件)

**第9条** 使用許可をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 使用者は、使用許可を受けた行政財産を使用の目的に従って使用し、善良な管理者の注意をもって維持しなければならないこと。
- (2) 使用許可をした行政財産を公用若しくは公共用に供するため必要があるとき、又は使用者に使用許可の条件に違反する行為があると認めるときは、当該使用許可を取り消し、又は変更することがあること。
- (3) 使用者は、使用許可を受けた行政財産の管理上必要な措置を命じられたときは、これに従わなければならないこと。
- (4) 使用者は、使用許可を受けた行政財産の管理上必要な立入り又は実地調査を拒んではならないこと。
- (5) 使用者は、使用許可を受けた行政財産を、当該使用許可を受けた用途若しくは目的以外に使用し、他人に転貸し、又は担保に供してはならないこと。
- (6) 使用者は、故意又は過失により使用許可を受けた行政財産を滅失し、き損し、汚損し、又は原形を変形してはならないこと。
- (7) 使用者は、使用許可を受けた行政財産ある土地において、みだりに建物又は工作物を設置し、又は増築し、改築し、若しくは移築してはならないこと。
- (8) 使用者が使用許可の条件に違反したときは、当該使用許可を受けた行政財産の原状回復又は損害賠償を命ずることがあること。
- (9) 使用者は、使用期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、使用者の負担で使用許可を受けた行政財産を市長又は市の教育委員会の指定する期日までに原状を回復して、市に返還しなければならないこと。

(使用許可の期間)

**第10条** 使用許可の期間は、1年を超えないものとする。ただし、那須烏山市法定外公共物管理及び使用料条例（平成17年10月那須烏山市条例第127号）第6条第1項ただし書に規定する電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設の敷地の用に供するときは、10年を限度として使用を認めることができる。

2 前項の使用許可の期間は、必要に応じて更新することができる。

一部改正〔令和4年1月規程第18号〕

(使用料の徴収等)

**第11条** 使用許可をしたときは、使用者から那須烏山市行政財産使用料条例（平成22年3月那須烏山市条例第5号）の規定に基づき算定した使用料を徴収するものとする。

2 前項の使用料の減免については、那須烏山市行政財産使用料条例及び那須烏山市行政財産使用料条例施行規則（平成22年3月那須烏山市規則第10号）の定めるところによる。

（加算金の徴収等）

**第12条** 条例第4条の規定により、行政財産の使用に必要な次に掲げる経費を使用者に負担させることが相当であると認めるときは、当該費用を前条に定める使用料に加算して徴収するものとする。

- (1) 電気料金
- (2) 水道料金、下水道使用料及びガス料金
- (3) 火災保険料
- (4) 冷房及び暖房に要する経費
- (5) 清掃に要する経費
- (6) その他行政財産の維持及び管理に必要な経費

2 前項の経費を使用者に負担させるときは、使用者が直接電気、ガス、水道等の供給者等との需給契約等を行うように指導するものとする。

3 使用者の直接需給契約等によらない場合の使用者に負担させるべき第1項の経費については、使用者が使用する諸設備に計量器等を設置させる等の方法により、その使用実態に応じて合理的に算定するものとする。

4 行政財産の設置目的及び使用許可の目的等に照らし、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の経費を徴収しないことができる。

- (1) 1件の期間が10日未満の短期間の使用許可に伴うとき。
- (2) その他特別の事情により必要と認めるとき。

一部改正〔令和4年1月規程第18号〕

（使用許可の取消し）

**第13条** 次の各号のいずれかに該当するときは、法第238条の4第9項の規定に基づき当該使用許可を取り消すものとする。

- (1) 公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- (2) 許可の条件に違反する行為があると認めるとき。
- (3) その他当該行政財産における秩序の維持若しくは災害の防止又は当該行政財産の適正な管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

2 使用許可を取り消すことを決定したときは、行政財産使用許可取消通知書（別記様式第5号）により使用者に通知するものとする。

一部改正〔令和4年1月規程第18号〕

（様式の読替え）

**第14条** この規程に規定する様式を市の教育委員会の所管に係る行政財産に適用する場合においては、当該様式中「那須烏山市長」とあるのは「那須烏山市教育委員会教育長」とする。

（その他）

**第15条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長又は市の教育委員会が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。